

○環境審議会の委員について

- ・委員については25人以内で組織し、任期は2年です。
- ・公募の委員をはじめ、商業、工業、林業、市民団体、県（環境、農林事務所、土木事務所）等に委員を推薦依頼し、市長が委嘱。
- ・年1～2回程度を予定（必要に応じて開催）
- ・任期は平成29年10月から平成31年3月末日

— 恵那市環境基本条例抜粋 —

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、恵那市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞かなければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、環境基本計画を変更しようとする場合に準用する。

(審議会の設置)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。
 - (1) 環境の保全等に関する基本的事項及び重要事項
 - (2) 環境基本計画を定め、又は変更する場合の意見に関する事項
 - (3) 環境調査、評価、監査等の結果に関する事項
 - (4) その他環境の保全等に関し、市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、環境行政に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言及び勧告をすることができる。

(組織)

第16条 審議会は、25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会又は地球環境問題について識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

5 第15条から前条まで及び第1項から前項までに定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

— 恵那市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の抜粋 —

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表に定める額を費用弁償として支給する。

区分	報酬	費用弁償
環境審議会委員 環境基本計画に関する専門的識見を有する委員	日額 10,000円以内	旅費条例に規定する他の職員に支給される旅費相当額
	3,000円	